

特定事業主行動計画

平成 27 年 3 月
豊 根 村

I 総論

1. 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、仕事と生活の調和を推進し、かつ、職場及び家庭において子育ての意義についての理解を深めることで、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目標とする。

2. 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の時限法ですが、法律の一部が改正され、10年間の延長が決定されました。（平成27年4月～平成37年3月）国が定めた「行動計画策定指針」では概ね5年間で1期とすることが望ましいとされています。本村では、前計画に引き続き平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で計画期間とする。

3. 計画の推進

本計画について全ての職員が知りうるように適切な方法で周知するとともに、次世代育成支援に関する報提供等を実施する。

II 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

1. 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理に関する特別休暇等の制度並びに出産費用の給付等の支援措置の情報を提供するとともに、妊娠中及び出産後の職員に対し、それぞれの意向や事情等を考慮した適切な配慮がなされる環境を整える。

2. 子どもの出産時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことの喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得（5日間程度）を促進する。

3. 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(1) 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する資料を配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進に務める。

(2) 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

課長会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を周知し、職場の意識改革を行う。

(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して休業期間中の広報誌等の送付を行う。

(5) 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

内部の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、

男性 10%

(子どもの出生時の5日間程度の育児休業的な休暇の取得率を含む。)

女性 100%とする。

4. 超過勤務の縮減

(1) 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限を図る。

(2) 一斉定時退庁日等の実施

定時退庁日を設定し、電子メール等による注意喚起を図るとともに幹部職員による定時退庁の率先垂範を行う。

毎月19日(いくじ)を「育児の日」とし、家族と過ごしたり、育児ができるよう定時退庁を呼びかけます。

(3) 事務の簡素合理化の推進

会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

(4) 超過勤務の縮減のための意識啓発等

職場ごとの超過勤務については、所属長が把握し適正な管理に努めるとともに、超過勤務の多い職場に対しては、人事担当課で、事情の聞き取りを行った上で、注意喚起を行なうとともに改善に努める。

(5) その他

超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

5. 休暇の取得の促進

(1) 年次休暇の取得の促進

安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(2) 連続休暇の取得の促進

月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。

(3) 子どもの看護を行う等のための年次休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともにその取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

1. 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

2. 子ども・子育てに関する地域貢献活動

(1) 子どもの体験活動等の支援

小中学校の授業において、職員の派遣要請があった場合、所属長は職員を派遣する。

(2) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について、日頃から交通安全に対する意識を持つよう呼びかけを実施する。

(3) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

3. 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。

子どもたちの校外学習としての村の施設見学を歓迎し、役場の仕事に対する小中学生の理解を深められるよう努めます。